

令和3年横審第13号

裁 決

水上オートバイA水上オートバイB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年9月27日11時40分

愛知県木曾川

2 船舶の要目

船種 船名 水上オートバイA 水上オートバイB

総トン数	0.2トン	0.2トン
登録長	2.94メートル	2.87メートル
機関の種類	電気点火機関	電気点火機関
出力	150キロワット	183キロワット

3 事実の経過

Aは、最大とう載人員3人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首尾0.1メートルの等喫水をもって、令和2年9月27日09時00分頃愛知県愛西市の木曾川左岸にあるスロープから水面に降下して同岸を発し、遊走しながら同県弥富市のボート係留場所に向かった。

a受審人は、前示係留場所に到着したのち、11時20分頃b受審人が乗船したB並びに水上オートバイ仲間を分乗させた他の水上オートバイ9隻及びモーターボート1隻とともに、木曾川上流に向けて遊走を開始した。

a受審人は、11時39分05秒弥富市所在の四等三角点五明（以下「五明三角点」という。）から251.5度（真方位、以下同じ。）780メートルの地点で、針路を319度に定め、毎時40.0キロメートルの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、モーターボートを追走しながら、右転してモーターボートの航走波を利用してジャンプすることを思いつき、11時39分55秒五明三角点から279.5度1,110メートルの地点に達したとき、Bが右舷船尾50度30メートルのところとなり、その後自船が右転すると右舷船尾方で自船を追走するBに衝突の危険のある態勢となる状況であったが、モーターボートの航走波でジャンプすることに気をとられ、Bに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、11時39分57秒五明三角点から280度1,140メートルの地点に至り、右転を開始して針路を092度としてモーターボートの航走波を利用してジャンプし、11時39分59秒Bを右舷正横至近に認めたものの、どうすることもできず、11時40分五明三角点から282度1,120メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その右舷船尾部にBの船首が後方から53度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北北西風が吹き、下流への緩やかな流れがあり、視界は良好であった。

また、Bは、最大とう載人員3人のFRP製水上オートバイで、b受審人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、遊走の目的で、船首尾0.1メートルの等喫水をもって、同日10時50分頃愛西市の木曾川左岸にあるスロープから水面に降下して同岸を発し、遊走しながら弥富市のボート係留場所に向かった。

b受審人は、前示係留場所に到着したのち、11時20分頃a受審人が乗船したA及び他の水上オートバイ9隻とモーターボート1隻とともに木曾川上流に向けて遊走を開始した。

b受審人は、11時39分05秒五明三角点から250.5度800メートルの地点で、針路を325度に定めて、毎時40.0キロメートルの速力で、進行した。

b受審人は、モーターボートの後方を遊走するAを左舷船首方に見ながら同船の至近を追走する態勢となり、11時39分55秒五明三角点から280度1,090メートルの地点に達したとき、至近のAが右転するようなことがあると、その動作に対応できずに同船との衝突の危険のある態勢となる状況であったが、まさか、Aが自船の船首方に向けて右転して、危険を覚えさせるような航行をすることはない

ものと思い、Aとの十分な船間距離をとることなく、続航した。

こうして、b受審人は、11時39分58秒Aが至近で自船の船首方に向け右転したことを認めたものの、その動作に対応できず、Bは、原針路及び原速力のまま前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷船尾部外板に亀裂を伴う擦過傷等を、Bは、船首部船底外板に亀裂を伴う擦過傷をそれぞれ生じ、a受審人が頸部左肩腰部骨盤挫傷を負った。

(航法の適用)

本件は、木曽川において、両船がともに遊走中、木曽川を上航するAと、同船を追走するBが衝突したもので、衝突地点付近は、海洋及びこれに接続する航洋船が航行することができる水域に該当すると認められるので、一般法である海上衝突予防法が適用される。同法には両船の関係について規定した条文がないので、本件は、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、木曽川において、A及びB両船が遊走する際、Aが動静監視不十分で、追走するBの正船首方に向けて右転したことと、BがAとの十分な船間距離をとらなかったので、同船の動作に対応できなかったこととによって発生したものである。

a受審人は、木曽川において、遊走する場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、Bに対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、モーターボートの航走波でジャンプすることに気をとられ、Bに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、自船が右転すると右舷船尾方を追走するBと衝突の危険のある態勢

となる状況であることに気付かないまま、同船の正船首方に向け右転して同船との衝突を招き、自船及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

b 受審人は、木曾川において、遊走中、A を追走する場合、同船の動作に対応して必要に応じ A との衝突を回避できるよう、同船との十分な船間距離をとるべき注意義務があった。しかし、同人は、まさか、A が自船の船首方に向けて右転して、危険を覚えさせるような航行をすることはないものと思い、A との十分な船間距離をとらなかった職務上の過失により、同船が左舷船首至近で自船の船首方に向け右転を始めた動作に対応することができずに A との衝突を招き、自船及び A 両船にそれぞれ損傷を生じさせ、a 受審人を負傷させるに至った。

以上の b 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 1 1 月 1 6 日

横浜地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾